参考資料３

（素案）

湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画

（改訂）

（概要版）

令和　年　月

湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議

概要版目次

１．改訂のポイント 1

２．基本方針 1

３．計画の期間 2

４．ごみ排出実績 2

５．令和８年度短期目標の評価 3

６．広域化の主要事業及び計画目標 4

７．計画目標達成のための取組 6

８．施設整備計画の概要 6

９．施設の配置及び整備スケジュール等 7

10．ごみ処理経費縮減の概要 7

11．地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システムの概要 8

12．計画の進行管理及び見直し等 8

用語の説明 9

1. 改訂のポイント

藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の２市１町は、「神奈川県ごみ処理広域化計画」（現「神奈川県循環型社会づくり計画」）において、「湘南東ブロック」として位置づけられ、「湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議」を設置し、お互いのごみ処理事業に対する取組を尊重しながら、広域で取り組むことが循環型社会形成に寄与すると判断される対象事業を明確にするとともに、事業実現に向けた「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」を平成20年３月に策定しています。

この「湘南ブロックごみ処理広域化実施計画」は、平成23年度、平成28年度と２度の改訂を経て、計画期間（平成20年度から令和３年度まで）を満了し、令和３年度には、新たに令和４年度から令和18年度までの15年間を計画期間とする改定を行っています。

その後もごみ処理をとりまく環境は引き続き変化しており、これまでの単純な延長にあるごみ処理システムの継続から、新たなごみ処理システムの構築を目指していかねばならない状況にあります。そこで、令和３年度に改定した実施計画をこれまで実施してきた施策、取組、上述した社会情勢の変化等も踏まえて、令和８年度に改訂するものです。

＜基本理念＞

①ごみの減量とリサイクルを推進するとともに、脱炭素化にも取り組みます。
②エネルギーの有効利用を促進します。
③ごみ処理経費の縮減を図ります。
④持続可能な適正処理体制の確保と地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システムの構築に向けた検討を進めます。
⑤災害対策の強化を図ります。

注）令和８年度改訂において、基本理念は、令和６年の環境省通知を踏まえて「脱炭素化の取り組み」と「災害対策の強化」を明確化しています。

2. 基本方針

湘南東ブロックは、令和３年度改定計画から引き続き、**「リサイクル推進型＋焼却エネルギー利用・最終処分場負荷軽減型」**のごみ処理システム※5 の構築をベースとし、地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システムの構築に向けた検討を進めるものとします。

「リサイクル推進型＋焼却エネルギー利用
・最終処分場負荷軽減型」ごみ処理システム

↓

地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システムの構築を見据えた
「リサイクル推進型＋焼却エネルギー利用・最終処分場負荷軽減型」
ごみ処理システム

一方で、国では 2050 年カーボンニュートラルに向けた検討が加速しており、廃棄物処理システムのトータルでの脱炭素化が求められているため、今後の社会状況の変化に応じて、基本方針等は見直していくこととします。

3. 計画の期間

○計画期間は、令和４年度から令和 18 年度までの 15 年間としています。

令和 年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
計画の期間	計画策定期間	←					計画期間									→
目標年度						短期目標年度					中期目標年度					長期目標年度

図 3-1　実施計画期間

計画内容を定期的に検証するとともに、５年ごとの見直しを基本とし、適宜、技術革新や社会環境の著しい変化があった場合は弾力的に計画の見直しを行うものとします。

計画策定から５年後の令和８年度は検証・見直しを行い、計画の改訂を行います。

4. ごみ排出実績

令和３年度から令和７年度までのごみ排出量とごみ排出原単位の推移を図 4-1 に示します。

ごみ排出量は減少が続いています。ごみ排出原単位も減少傾向が続いています。

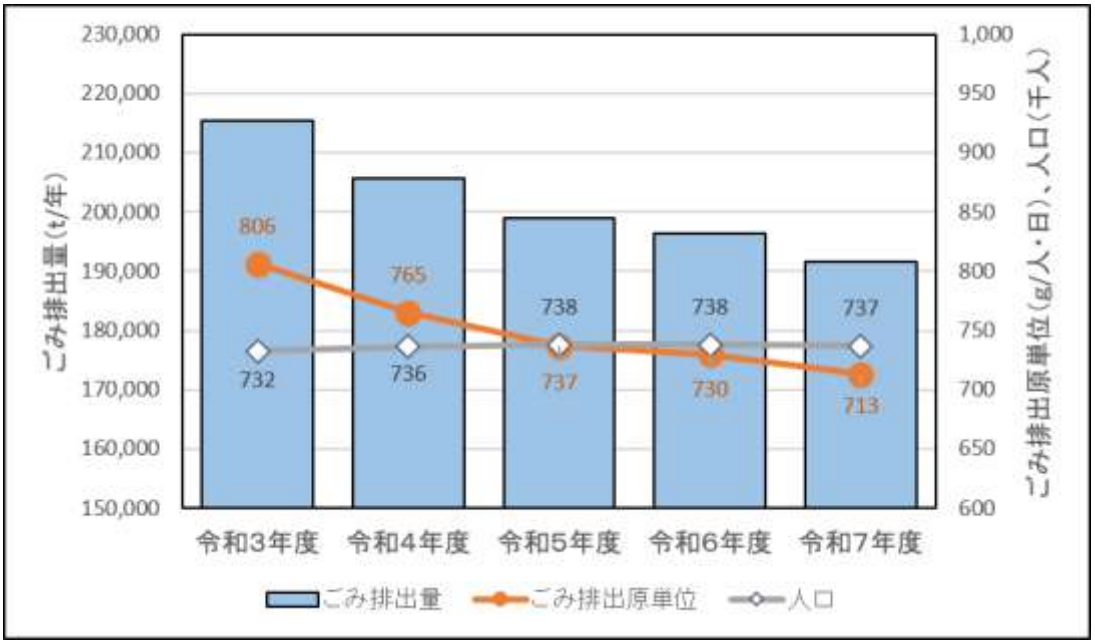


図 4-1　ごみ排出量の推移

5. 令和８年度短期目標の評価

令和３年度改定時には、令和元年度を基準年度とし、令和８年度を短期目標年度、令和 13 年度を中期目標年度、令和 18 年度を長期目標年度とする目標を設けました。

そこで、今回の改訂では、令和７年度の実績値による、令和８年度短期目標に対する評価を行います。

排出量、排出量原単位、焼却量、最終処分量の評価項目は、令和８年度短期目標を達成している状況です。さらに、排出量、排出量原単位、焼却量については、令和７年度時点で令和 18 年度長期目標も達成している状況です。

また、リサイクル率、資源化量は参考指標となります。令和３年度改定時に、それまで実施していた資源化量だけでの評価が、民間による資源回収の影響を把握できず、資源化の実態を反映できていないことから、評価項目からは除外し、新たにリサイクル率という指標を加えた上で、資源循環の動向を継続把握するための参考指標としたものです。それにより、今回の改訂では評価は行わず、資源化の動向を推し量るための参考指標として扱います。

令和７年度の状況を見ると、リサイクル率は基準年度からは増加していますが、資源化量は減少しています。市町の取り組みにより、ごみの排出量に占める資源化は前進していますが、資源化量については、民間事業者による回収の促進の他にも、ペーパーレスやゼロウェイストなどの概念の浸透により、社会全体が資源循環を推進する形に変化していることの影響から、減少しているものと推察されます。

表 5-1　「令和３年度改定計画」の計画目標値に対する令和７年度の評価

項目	令和3年度改定計画					令和7年度の状況	
	基準年度（令和元年度）	短期目標値（令和8年度）		中期目標値（令和13年度）	長期目標値（令和18年度）	実績値	評価
排出量	221,832 t	206,682 t		203,750 t	199,135 t	191,666 t	達成
対元年度比	100.0 %	93.2 %	6.8%の減量	91.8 %	89.8 %	86.4 %	
排出量原単位	836 g	777 g		766 g	756 g	713 g	達成
対元年度比	100.0 %	92.9 %	7.1%の減量	91.6 %	90.5 %	85.3 %	
焼却量	170,263 t	155,273 t		152,509 t	148,538 t	142,790 t	達成
対元年度比	100.0 %	91.2 %	8.8%の減量	89.6 %	87.2 %	83.9 %	
最終処分量	7,769 t	3,710 t		2,529.4 t	638.4 t	5,593 t (3,669) t	達成
対元年度比	100.0 %	47.7 %	52.3%の減量	32.6 %	8.2 %	72.0 % (47.2) %	
資源化量	64,006 t	69,112 t		69,745 t	70,443 t	58,234 t	
対元年度比	100.0 %	108.0 %	8.0%の増量	109.0 %	110.1 %	91.0 %	
リサイクル率	28.9 %	33.4 %	―	34.2 %	35.4 %	30.4 %	
対元年度比	100.0 %	115.9 %	15.9%の増加	118.6 %	122.6 %	105.3 %	

注）評価：令和８年度目標値に対して、令和７年度の実績値で評価しています。
注）最終処分量の評価は、令和７年度のリサイクルプラザ藤沢の火災により発生した最終処分量の数量を除いた括弧内の数値で行っております。
注）リサイクル率＝資源化量÷排出量

6. 広域化の主要事業及び計画目標

1)広域化の主要事業

湘南東ブロックで取り組む主要事業を表 6-1 に示します。

表 6-1　湘南東ブロックの広域化主要事業

区　　分		短期目標	中期目標	長期目標
年　　度		令和８年度（2026 年）	令和 13 年度（2031 年）	令和 18 年度（2036 年）
計画人口		738,465 人	739,260 人	738,850 人
期　　間		令和４年度～令和８年度	令和９年度～令和 13 年度	令和 14 年度～令和 18 年度
実施計画の目標		藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の２市１町は、湘南東ブロックごみ処理広域処理圏域を形成し、当該圏域の循環型社会形成を推進するため、お互いのごみ処理事業に対する取組を尊重しながら、広域で取り組むことが循環型社会形成に寄与すると判断される対象事業について明確にし、事業実現を目指します。		
主要事業		●３Ｒ推進施策及び事業経営面の充実	●地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システム構築に向けた検討	●地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システム構築に向けた具体的な検討
対象事業	ソフト面	●各種リサイクル法の推進、定着化に向け２市１町で連携した啓発活動を図ります。 ●事業系ごみの資源化促進のための啓発・指導を継続します。 ●ごみ処理手数料制度等の経済的負担措置制度を継続します。 ●広域施設整備についての検討を始めるとともに、ごみ処理の現状や最終処分場等廃棄物処理施設の周知・啓発を行います。	●広域化の検討と合わせて経済的助成措置制度の緩やかな統一を図ります。 ●将来の広域施設整備に向けた住民参加の機会を設けます。	●処理できないものの処理体制を整え品目統一を図ります。 ●広域施設整備の方向性に合わせて、分別品目の統一等を検討します。
	ハード面	第４次地域計画事業	第５次地域計画事業	第６次地域計画事業
		●藤沢市北部環境事業所焼却施設１号炉の整備方針を検討します。 ●藤沢市北部環境事業所焼却施設２号炉増設工事を完了し、稼働開始します。 ●茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設を整備し、稼働開始します。 ●石名坂環境事業所の大規模整備事業を開始します。 ●茅ヶ崎市環境事業センター焼却施設について整備方針を検討します。	●石名坂環境事業所の大規模整備事業を完了し、稼働開始します。 ●藤沢市北部環境事業所焼却施設１号炉の大規模整備事業を実施します。 ●茅ヶ崎市環境事業センター焼却施設の延命化または更新工事を開始します。 ●施設整備面での広域化・集約化の検討を行い、スケジュール調整、規模調整等の考え方を調整します。 ●広域化・集約化について、地域循環共生圏の考え方も踏まえた方針を検討します。	●広域処理検討結果を踏まえた施設の整備計画の検討を進めます。 ●カーボンニュートラルに向け収集車両の EV 導入を検討します。 ●茅ヶ崎市環境事業センター焼却施設の延命化または更新工事を実施し、整備します。
	事業経営面	●一般廃棄物会計基準への対応を図ります。	●評価及び施策への反映を継続します。	

注）　令和２年度の湘南東ブロック人口は 727,685 人です。人口ピークは令和７年度 736,563 人です。

2）ごみの減量目標と新たな施策を講じた場合の予測

①ごみ排出量及び排出原単位

今回の短期目標年度である令和８年度の減量目標を、令和７年度実績と比較すると、これを達成しています。また、令和７年度実績は短期目標年度のみならず、長期目標年度である令和 18 年度の減量目標も達成しています。今後は、茅ヶ崎市と寒川町における収集品目の追加のほか、２市１町として減量化の重点品目としている可燃ごみ中の食品ロス削減の取り組みを強化していきます。令和７年度実績までを反映してこれらの新たな施策を実施した予測では、ブロック全体で、令和元年度比、ごみ排出量は約 21%、ごみ排出原単位は約 22%の減量が予想されます。

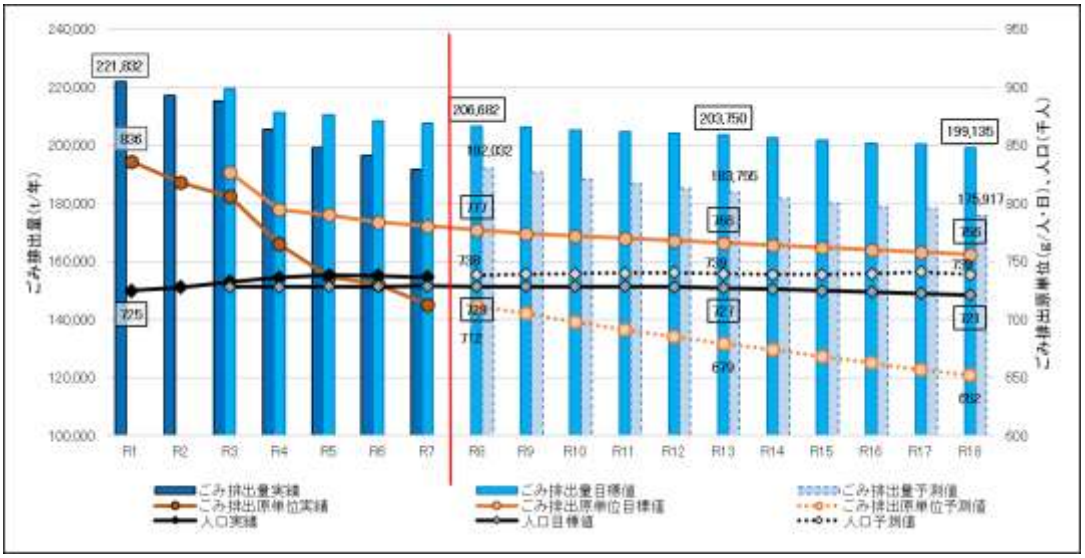
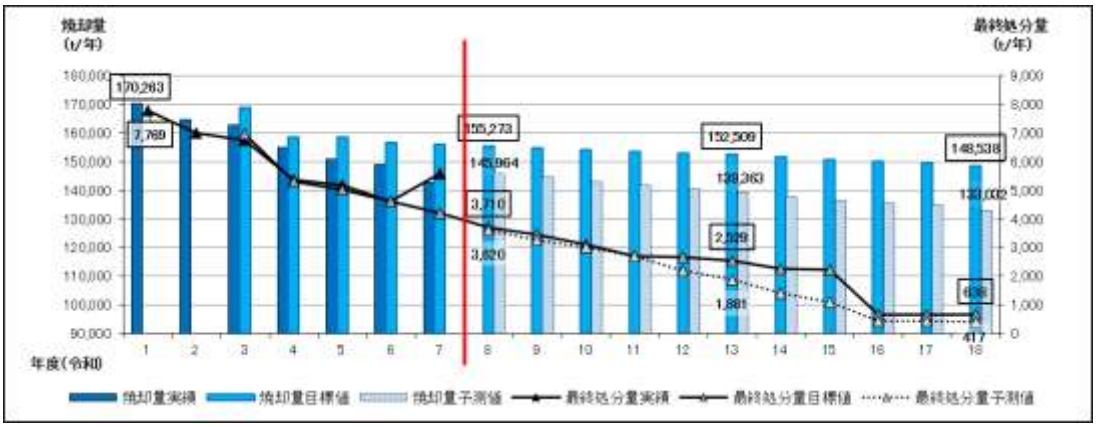


図 6-1　ごみ排出量及び排出原単位の減量目標と新たな施策による予測

②焼却量及び最終処分量

ブロック全体での焼却量は、排出抑制、減量化、資源化の継続等により令和元年度から約 22%の減量が予想されます。最終処分量は、焼却灰等の資源化割合を高め、令和元年度から約 95%の減量が予想されます。



焼却量＝可燃ごみ量＋破砕処理施設からの可燃残渣量
最終処分量＝焼却残渣量－溶融スラグ化量－焼成化量－セメント化量

図 6-2　焼却量と最終処分量の減量目標と新たな施策による予測

7. 計画目標達成のための取組

家庭系ごみは、生ごみ処理機の普及拡大、経済的負担措置の活用、マイバッグ・マイボトル使用推進、フードバンクやフードドライブの推進、食品を無駄にしない計画的購入の推進等によりごみ減量意識を高め、ごみの排出抑制・減量化を行います。

事業系ごみは、多量排出事業者への減量化の協力要請、展開検査の強化、ごみ処理料金の改定による排出抑制、事業者への資源ごみ処理委託の奨励やフードバンク等への寄付の推奨、食品リサイクル施設等民間施設への誘導等による資源化を推奨し、ごみの排出抑制・減量化、資源化を行います。

8. 施設整備計画の概要

1)ごみ焼却施設整備計画概要

①現在稼動中の３焼却処理施設は、ごみ処理広域化対応施設として位置づけ、本計画期間（15 年間）以降での、広域化に向けた調整を進めます。
②当面は長寿命化により３施設による湘南東ブロック内における焼却処理能力を維持します。
③近年の災害対策への意識の高まりや社会環境の変化を踏まえた災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、施設の更新・改良を適切な時期に実施することで一般廃棄物処理システムの強靭化を図ります。
④施設更新時に向け、地域循環共生圏の視点を踏まえた施設の整備方針と建設候補地の検討を進めます。
⑤灰溶融施設の設置やガス化溶融炉、CCUS※6 等の地域、社会のニーズに応じた導入を検討します。
⑥将来施設の事業主体については、現状の事務処理の延長での事務委託方式によることを基本方針とします。今後の状況に応じて、その他の方式が望ましい場合は、見直しを検討します。

表 8-1　ごみ焼却施設の計画施設規模

区　　分	施設規模(t/日)	稼動開始(予定)
北部環境事業所新２号炉整備	150×１炉	令和５年度
石名坂環境事業所大規模整備	120×１炉	令和 11 年頃
北部環境事業所１号炉大規模整備	未定×１炉	令和 15 年度
茅ヶ崎市環境事業センター焼却施設の延命化または更新工事	未定	令和 16 年度 または令和 18 年度

※施設規模、稼働開始時期は今後の状況によって変更の可能性があります。

2)粗大ごみ処理施設整備計画概要

茅ヶ崎・寒川地区における粗大ごみ処理施設については、茅ヶ崎市環境事業センター旧焼却施設解体後の跡地に更新整備し、令和８年度から稼働しています。

表 8-2　粗大ごみ処理施設の計画施設規模

区　　分	施設規模(t/日)	稼動開始
茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設	27	令和８年度

9. 施設の配置及び整備スケジュール等

計画策定期間である令和８年度時点では、表 9-1 に示す施設以外を本計画期間中に新たに整備する計画はありません。

引き続き、既存施設を活用した処理を行い、次期計画以降の施設更新のタイミングに向け、広域化・集約化の可能性について検討を進めます。

表 9-1　施設整備スケジュール

区分		施設名	計画期間														次期計画期間															
			R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33
焼却	1	藤沢市北部環境事業所１号炉	16	17	18	19	20	21	22					27	28	29	30	31	32	33	34	35	以降のいずれかのタイミングで更新（広域化・集約化）									
	2	藤沢市北部環境事業所２号炉		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19										
	3	石名坂環境事業所（新炉）								1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13										
	4	茅ヶ崎市環境事業センター	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47										
粗大	5	リサイクルプラザ藤沢（粗大ごみ処理施設）	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	以降のいずれかのタイミングで更新（広域化・集約化）									
	6	石名坂環境事業所前処理設備	39	40	41	42	43	44	45																							
	7	新石名坂環境事業所前処理設備								1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13										
	8	（茅ヶ崎市）粗大ごみ処理施設	46	47	48	49																										
	9	茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16										
資源	10	リサイクルプラザ藤沢	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	以降のいずれかのタイミングで更新（広域化・集約化）									
	11	寒川広域リサイクルセンター	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30										

：計画・アセス等　：設計・建設期間　：基幹的改良工事(予定)　：現時点では方針が決定していない　：休止又は廃止

10. ごみ処理経費縮減の概要

湘南東ブロックでは、２市１町それぞれが取り組んできたごみ処理事業を尊重しながら、広域で取り組むことが循環型社会形成に寄与すると判断される事業を推進してきました。

ごみ処理経費は、収集・運搬、資源化、中間処理、再生利用、最終処分の各段階で発生し、これまで各中間処理施設が立地している２市１町が中心にごみ処理経費情報の管理を行っています。

事業経営面では、環境省が示す一般廃棄物会計基準への対応を図るとともに、広域で取り組んでいるごみの減量化・資源化に係る各施策の評価・検証を行い、ごみ処理原価の低減化に繋がる施策展開を図ります。

11. 地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システムの概要

これまでの廃棄物処理行政においては、主に安全かつ安定的な適正処理の確保と循環型社会の形成が求められてきましたが、近年では廃棄物処理をとりまく環境も大きく変化しており、災害対応や将来予想される人口減少・財政逼迫などの地域課題にも対応する、「３R※7＋Renewable※8の推進・適正処理の持続性を確保し、地域を豊かにする廃棄物処理システムの構築」が求められています。

廃棄物処理システムが従来持つ機能を活用して、湘南東ブロックの地域課題や地域振興につながる廃棄物処理システムの構築を検討します。

そのための、広域で施設整備する場合の、廃棄物処理施設から得られるエネルギー利活用や施設を核とする事業展開、用地の選定を検討していきます。



（出所）多面的価値を創出する廃棄物処理施設整備促進ガイダンス（令和３年３月　環境省）

12. 計画の進行管理及び見直し等

湘南東ブロックにおける循環型社会及び地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システムの実現のために、広域化実施計画で定める各種事業の実現に向けて計画の進行管理を行うものとします。

広域化対象事業を推進するために、PDCA（Plan（計画する）→Do（実施する）→Check（点検する）→Action（是正・見直しする））サイクルを活用して、毎年、事業の進行管理を行うものとします。また、進捗状況については、定期的に公開（情報提供）します。

本計画は、広域で取り組む３Ｒ推進目標、事業項目及びスケジュールを示しています。これら計画の実現に向けて、２市１町の十分な協議のもとで詳細な内容を検討し、合意して実施していくことが基本となります。なお、計画の見直しは、住民合意形成の過程や、財源確保の状況、また、社会情勢、さらには技術革新などを適宜反映して、湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議で見直しするものとします。

用語の説明

用語の説明
※1　SDGs とは 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の略。2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。17 のゴールのうち、少なくとも 13 が直接的に環境に関連するものであり、残り４も間接的ではあるものの、環境に関連するものです。
※2　サーキュラー・エコノミーとは 従来の３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動です。
※3　カーボンニュートラルとは 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、温暖化対策技術や森林などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減・吸収作用の保全及び強化をする必要があります。
※4　地域循環共生圏とは 各地域が地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。
※5　「リサイクル推進型＋焼却エネルギー利用・最終処分場負荷軽減型」ごみ処理システムとは このごみ処理システムはごみ減量化・資源化を進め、ごみ焼却施設を利用し、可能な限り埋立量を減らすことにより最終処分場の負荷を軽減させるシステムです。 具体的には、まず、減量化・資源化を進め、ごみの排出量を抑制します。排出されたごみについては焼却を行い、その際に発生したエネルギーをできるだけ回収し、発電等に利用します。さらに、焼却残渣を資源化することで最終処分量を可能な限り減らします。
※6　CCUS（Carbon dioxide Capture, Utilization, and Storage）とは 排ガス中の二酸化炭素（Carbon dioxide）を分離・回収（Capture）し、有効利用（Utilization）、または貯蔵（Storage）する技術であり、地球温暖化対策技術として注目されています。
※7　３Ｒとは リデュース（Reduce；発生抑制）、リユース（Reuse；再使用）、リサイクル（Recycle；再生利用）の頭文字を示す言葉です。本計画においては、リデュースにリフューズ（Refuse：ごみになるものを受け取らない）を含みます。
※8　Renewable（リニューアブル）とは 本計画では、再生可能資源への代替という意味で用いられています。プラスチック製容器包装・製品等の原料を再生材や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に切り替えるなど、持続可能な資源への代替が想定されます。

発行
○藤沢市環境部環境総務課
神奈川県藤沢市朝日町１番地の１
TEL　0466-50-3529
○茅ヶ崎市環境部資源循環課
神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目１番１号
TEL　0467-81-7178
○寒川町環境経済部環境課
神奈川県高座郡寒川町宮山１６５番地
TEL　0467-37-5307